

平成30年度の「医療費控除」について

平成29年度税制改正により、医療費控除の申請手続きの際、従来の医療費等の領収書の添付等に代わり、医療費の明細書として「医療費のお知らせ」を活用できるようになりました。ただし、平成30年分の確定申告書を提出する場合、30年の11月・12月に受診された分等につきましては、「医療費のお知らせ」に反映されるのが確定申告期間に間に合わないため、必ず領収書を保管してください。

また、「医療費のお知らせ」を活用して申告する際、記載されている額に反映されていないものは実際に負担した額にご自身で訂正申告していただく必要があります。添付の必要がなくても領収書はすべて保管しておきましょう。

なお、当組合の平成30年度の「医療費通知」につきましては、昨年と同じく希望される方のみを対象に「医療費のお知らせ」（実績通知）を配付する予定です。

申請方法等、詳細は後日当組合ホームページ等にてご案内させていただきます。



◆ 医療費控除とは ◆

ご家族の分を含めて1年間に自己負担した医療費が一定額を超えたとき、税務署に確定申告することで所得税の一部が戻ってくる制度です。その年の1月1日から12月31日までに支払った医療費（実際の自己負担額）が10万円（または年間所得の5%の少ないほう）を超え、超えた部分の上限200万円までが課税所得税から控除され税金が精算されます。これを「医療費控除」といいます。

自分で健康維持・予防をすることによって所得控除が受けられる「セルフメディケーション税制」をご存じですか？

平成29年1月1日より、自分で健康維持・予防のために一定の医薬品（一定の成分が含まれたスイッチOTC医薬品）を購入した場合に、所得控除が受けられる「セルフメディケーション税制」が始まりました。

年間12,000円を超えるスイッチOTC医薬品を購入した場合、12,000円を超える部分の所得控除を受けることができます。（年間最大10万円の購入額まで）

○セルフメディケーション税制の対象となる人

- ①所得があって確定申告をする必要がある人（会社員の場合、「年末調整」では控除を受けることはできません。確定申告が必要です。）
- ②特定健康診査、健康診断、予防接種、がん検診等の健康維持増進および疾病の予防に取り組んでいる人
- ③平成29年1月1日～平成33年12月31日までの間に、本人または本人と生計を一にする配偶者やその親族のためスイッチOTC医薬品を一定以上購入した人

○対象となる医薬品

この税制の対象となる市販の「スイッチOTC医薬品」は厚生労働省が定めるものに限られます。

目印はこちら

詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

⇒ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>



従来医療費控除の対象となっていなかった健康維持・疾病予防の薬も多く含まれているのが特徴です。

医療費控除との関係

このセルフメディケーション税制は、医療費控除とは併用ができません。どちらか一方を選択して適用することになります。例えば、出産や歯科の保険外費用などで医療費が10万円を大きく上回る年の場合には医療費控除を検討し、特にそのようなことがない場合はセルフメディケーション税制を検討するなど、ご自身でどちらの税制を適用するか考えることが必要です。また、医療費控除の医療費に含まれる医薬品代は、あくまで「治療・療養」に購入したものととなります。この点が「健康増進・予防」のための購入医薬品も対象としたセルフメディケーション税制と異なる点です。

いずれの制度を選択するにしても確定申告には領収書が必要となりますので、きちんと保管しておきましょう。